

## 資料3 水環境対策事業の補助率

### 1 下水道事業 (根拠 下水道法第34条)

#### (1) 流域下水道事業 (府事業) 社会資本整備総合交付金

府費 1/4 (全額起債)

府負担分(30%) 1/4×30%=0.075	交付税措置(70%) 1/4×70%=0.175	国費 ※ 1/2
市町村負担分 (30%) 1/4×30%=0.075	交付税措置(70%) 1/4×70%=0.175	

※終末処理場の主要な処理施設に係る国費率は2/3

市町村費 1/4 (全額起債)

#### (2) 公共下水道事業 (市町村事業) 社会資本整備総合交付金

#### 汚水処理施設整備交付金

受益者負担金等※1	市町村負担分 (50%)	交付税措置※3 (50%)	国費 ※2 1/2
-----------	-----------------	------------------	--------------

市町村費：国費と受益者負担金等の残額 (起債 ※1)

※1 受益者負担金 (分担金)・起債額は、市町村により異なる。

※2 終末処理場の主要な処理施設に係る国費率は5.5/10

※3 交付税措置の割合は、人口密度により異なる。

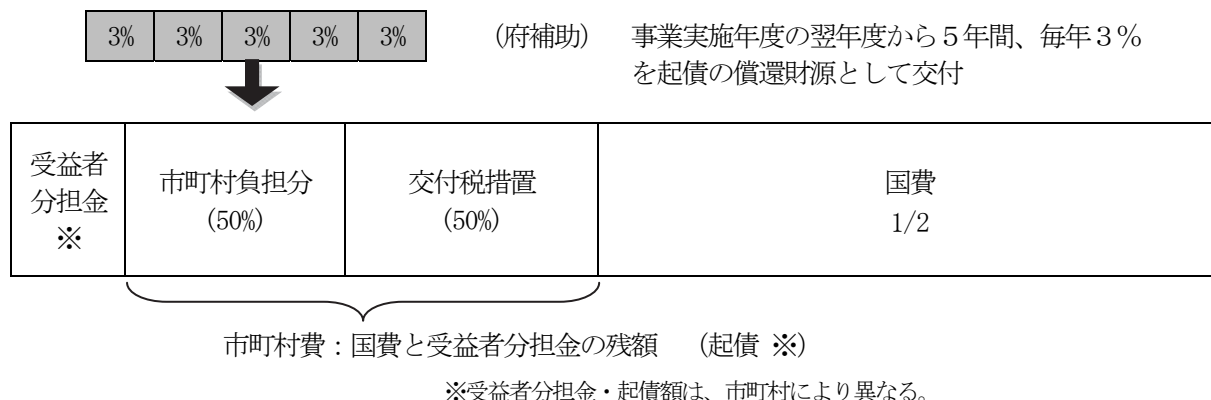
### 2 雨水貯留施設 (マイクロ呑龍) 補助事業 (府と市町村の連携事業)

府費補助対象事業費		
(市町村が個人等へ助成 3/4)		
自己負担 1/4	市町村一般財源 ※4 1/2 又は 1/4	府費補助 1/4 上限 15 千円
	国庫補助 ※4 0 又は 1/4	

※4 国庫補助事業を実施している場合

### 3 農業集落排水事業

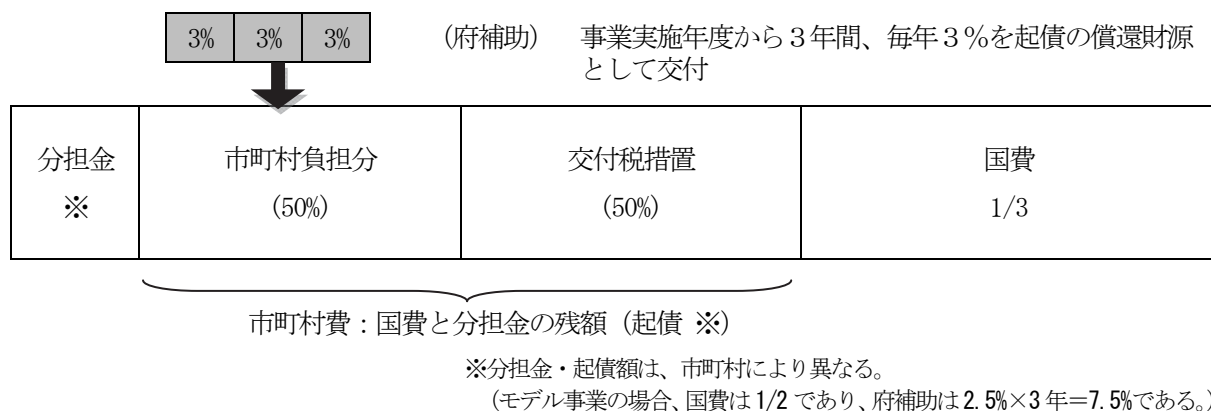
**根拠** 国費：農山漁村地域整備交付金、汚水処理施設整備交付金  
 府補助：農業集落排水事業推進交付金



### 4 浄化槽事業

#### (1) 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置事業）

**根拠** 国費：循環型社会形成推進交付金、汚水処理施設整備交付金  
 府補助：生活排水処理対策費補助金



#### (2) 浄化槽設置整備事業費補助金（個人設置事業）

**根拠** 国費：循環型社会形成推進交付金、汚水処理施設整備交付金  
 府補助：浄化槽設置整備事業費補助金

